

消費者契約法31条2項及び同法施行規則22条の調査報告書

- 1 調査の日時 2018年4月20日午後2時30分
- 2 調査の場所 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク事務局
- 3 調査の立会人 長野浩三（事務局長），森順美（事務局），岡本朋子（事務局），伊吹健人（事務局），森貞涼介（事務局）
- 4 調査の方法

上記日時，場所において，下記書類及び事務作業を行っているコンピュータのデータをチェックし，必要な項目について，立会人に対し質問した。

定款（法31条3項1号），差止請求関係業務規程（同項2号，以下，「業務規程」という。），法31条3項3ないし7号の書面，理事会議事録綴り，業務規程15条の書面（お試し健康食品（合同会社BRONX）お試し健康食品（その2）（株式会社ラッシャーマン，株式会社ART OF LIFE），水素水（株式会社伊藤園，株式会社マハロ，株式会社アビストH&F，トラストネットワーク株式会社，株式会社メロディアンハーモニーファイン，株式会社健康家族），かたつむりトラスト入会金不返還特約（一般社団法人京都高齢者支援協会）の各綴り），業務規程32条3号規定のもの（消費者被害者情報収集業務の概要を記載したもの），同条5号規定のもの（関係資料綴り），同条8号規定のもの（会計簿），同条9号規定のもの（会費，寄付金その他これらに類するものを納入した者の氏名，住所，職業，会費等の金額，納入年月日を記録したもの），会費規定（会費を定めた平成18年4月17日の理事会議事録，同条10号），例会議事録

なお，業務規程32条11号規定のものはなかった。同条5号のものは業務規程15条の書面の綴りに綴られていた。

5 調査意見の趣旨（調査の結果）

NPO 法人京都消費者契約ネットワークの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの差止請求関係業務その他の業務は消費者契約法の規定等関係法令及び業務規程に従い適正に遂行されている。

6 調査の内容（調査の結果）

① 当職は，京都弁護士会所属の弁護士であり，同NPO 法人と消費者契約法31条2項及び同法施行規則22条の調査契約を締結しているため，同契約に基づき，本日，下記のとおり調査した。

② 上記書類についてはしかるべく備え付けられていた。

業務規程32条11号規定のものについては，該当なしとのことであった。同条5号のものは各検討グループごとの書類に綴るのが便利とのことであった。

③ 差止請求関係業務について

お試し健康食品，お試し健康食品（その2），水素水及びかたつむりトラスト入会金不返還特約の各検討グループが設定されていた（終了したものを含む。）。

これらにつき，いずれも，検討グループ，理事会決議を経て，ないし，理事会の承認を得て行われており適切に遂行されているといえる。

消費者庁への報告，他の適格消費者団体への通知も適切に行われている。

コンピュータへのパスワードの設定その他業務規程24条以下の文書等の管理も適切に行われている。

- ④ その他の業務について
不適正なものは見あたらない。
- ⑤ 会計処理について
会計ソフトを用い、適切に複式簿記で記帳されており、証憑類も適切に綴られていた。
差止請求関係業務の費用については、その他の事業、一般管理費とは別に記帳されている。

平成30年4月20日

調査担当者

弁護士 加藤 進一郎